

奈良県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、公職の候補者から同条第二項の規定により届け出た事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年九月十八日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中 川 清 孝

遠藤美里	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動後	異動前	異動年月日
猪奥美里後援会	氏	代表者の	遠藤美里	猪奥美里	令和二年六月一日	